その事故、報告が必要ではありませんか？

自動車運送事業者は、事故があった日から 30 日以内に「自動車事故報告書」を作成して運輸支局長に提出しなければなりません。また、その事故で死者や重傷者を生じた場合や、酒気帯び運転を伴う事故、健康に起因した事故があった場合は 24 時間以内に速報しなければなりません。

期限までに報告書等を提出しなかった場合や、報告書等に虚偽の内容を記載した疑いがある場合は監査対象となっています。報告が必要な事故かどうか不明な場合は、北陸信越運輸局　富山運輸支局　検査整備保安部門までご相談ください。

◆ 24 時間以内に［速報］が必要な事故

2 名以上の死者	5 名以上の重傷者（骨折など 14 日以上入院、30 日以上入院治療）	10 名以上の負傷者
飲酒・酒気帯び運転による事故	自動車が転覆・転落・火災を起こし、積載していた危険物等を飛散・漏洩	鉄道車両等と衝突・接触して、積載していた危険物等を飛散・漏洩
台風・大雨等自然災害が原因の事故	脳疾患、心臓疾患、意識喪失が疑われる事故	社会的影響が大きい事故（報道機関の報道等）

◆ 30 日以内に［自動車事故報告書］の提出が必要な事故

自動車が転覆・転落・火災（35 度以上傾斜、落差 50cm 以上等）	鉄道車両等と衝突・接触した	10 台以上の自動車の衝突・接触
死者、重傷者（速報と同じ）、10 人以上の負傷者	積載していた危険物等を飛散・漏洩	積載していたコンテナが落下
酒気帯び・無免許・大型自動車等無資格・麻薬等運転	運転者の疾病により、運行を継続できなくなった	居眠り運転、漫然運転を伴う事故（睡眠時無呼吸症候群の治療中・症状）
装置の不具合で運行を中止し、運行を再開できなかった	装置の不具合で運行を中止し、乗務員以外の者の修理等で運行を再開した	車輪が脱落した、被牽引自動車が分離した
救護義務違反（ひき逃げ）があった	橋脚、架線その他鉄道施設を損傷し、3 時間以上鉄道車両の運転を休止	高速道路・自動車専用道路を 3 時間以上通行止め

文責：（一社）富山県トラック協会